

令和6年度秋田県地域枠産業動物獣医師養成確保対策事業及び獣医師修学資金給付事業 における修学資金（高校生等枠）修学生募集要項

秋田県農林水産部畜産振興課
生活環境部生活衛生課

1 目的

秋田県の獣医師職員として働くことを目指す高校生等を対象に「A 秋田県地域枠産業動物獣医師養成確保対策事業」または「B 獣医師修学資金給付事業」により修学資金を給付し、将来の秋田県の獣医師職員を養成することを目的とします。

Aの事業は、獣医大学卒業後、秋田県庁の農林水産部の職員として従事することを条件に、獣医大学への推薦及び修学資金の給付を行う事業です。

Bの事業は、獣医大学卒業後、秋田県庁の農林水産部または生活環境部の職員として従事することを条件に、獣医大学への推薦及び修学資金の給付を行う事業です。

2 進学の対象となる大学

※各獣医大学の募集要項により、対象となる大学が変更となる場合があります。

A 秋田県地域枠産業動物獣医師養成確保対策事業

国公立大学：岩手大学、大阪公立大学、東京農工大学

私立大学：麻布大学、北里大学、日本大学、日本獣医生命科学大学、酪農学園大学

B 獣医師修学資金給付事業

国公立大学：岩手大学、東京農工大学

私立大学：北里大学、日本大学、日本獣医生命科学大学

3 修学資金給付までの流れ

- (1) 県は、修学資金の受給を希望する高校生又は高校既卒者（いずれも、「6 修学生資金受給候補者の募集（3）対象者」の条件を満たす者に限る。）を募集。
- (2) 県は、選考試験（以下「県選考試験」という。）を実施。
- (3) 秋田県地域枠産業動物獣医師養成確保対策事業及び獣医師修学資金給付事業における修学資金受給者等選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、修学資金受給候補者（大学選抜入試被推薦者）を決定。
- (4) 修学資金受給候補者は、入学を希望する大学（以下「希望大学」という。）が実施する地域枠選抜入学試験（以下「大学選抜入試」という。）を受験。
- (5) 大学選抜入試合格者は、実施主体である「公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）」（秋田県地域枠産業動物獣医師養成確保対策事業）、または、秋田県庁（獣医師修学資金給付事業）と契約。
- (6) 中央畜産会または秋田県庁は、大学選抜入試合格者に修学資金を給付。

4 修学資金の額

A 秋田県地域枠産業動物獣医師養成確保対策事業

入学前 上限175万円（大学入学手続き時に納入する前期分の費用）

入学後 私立大学：月額 18万円（大学1～6学年の6年間（72ヶ月間））
国公立大学：月額 10万円（同上）

B 獣医師修学資金給付事業

入学後 上限87万5千円（大学入学手続き時に納入する前期分の費用の1/2）

私立大学：月額 18万円（大学1～6学年の6年間（72ヶ月間））
国公立大学：月額 10万円（同上）

5 修学資金の返還と免除

A 秋田県地域枠産業動物獣医師養成確保対策事業

- ・返還額
既給付額＋加算金[年10.95%]＋延滞利息[期日までに支払われない場合]
- ・返還免除
 - ① 次の a、b 及び c の全てを満たした場合 全額
 - ② 次の a、b 及び d の全てを満たした場合 全額又は一部
 - a 獣医師国家試験の受験資格を取得後 2 年以内に獣医師免許を取得すること。
 - b 秋田県獣医師採用試験に合格し、獣医師免許取得後 1 年以内に秋田県獣医師職員になること。
 - c 秋田県獣医師職員として、修学資金の給付を受けた期間の 3 分の 5（国公立大学の場合は 2 分の 3）の期間勤務したとき（例：私立大学で 6 年間給付を受けた場合は 10 年間の勤務）。
 - d 公務により死亡、事故又は公務に起因する心身の障害により、秋田県獣医師職員として業務に従事することができなくなったとき。

B 獣医師修学資金給付事業

- ・返還額
既給付額＋返還利息[年10.00%]＋延滞利息[期日までに支払われない場合]
- ・返還免除
 - ① 次の a、b 及び c の全てを満たした場合 全額
 - ② 次の a、b 及び d の全てを満たした場合 全額又は一部
 - a 獣医学を履修する課程を修了した日の属する月の翌月から起算して、1 年 6 月以内に獣医師免許を取得すること。
 - b 秋田県獣医師採用試験に合格し、獣医師免許取得後直ちに秋田県獣医師職員になること。
 - c 秋田県獣医師職員として、修学資金の給付を受けた期間の 3 分の 5（国公立大学の場合は 2 分の 3）の期間勤務したとき（例：私立大学で 6 年間給付を受けた場合は 10 年間の勤務）。
 - d 公務により死亡、事故又は公務に起因する心身の障害により、秋田県獣医師職員として業務に従事することができなくなったとき。

6 修学資金受給候補者の募集

(1) 募集人員

- A 秋田県地域枠産業動物獣医師養成確保対策事業：若干名
B 獣医師修学資金給付事業：1 名

(2) 募集期間

令和 6 年 7 月 1 6 日（火）～ 9 月 1 3 日（金）

(3) 対象者

次の①から③までの全ての要件を満たし、かつ、A の修学資金の希望する場合は場合は④を、B の修学資金を希望する場合は⑤の要件を満たす者。

- ① 県内の高校を令和 7 年 3 月に卒業見込み又は令和 6 年 3 月に卒業した県内出身者。
- ② 学習成績評定が 4.0（全体の評定平均値）以上で、かつ、数学（数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学 A、数学 B）と理科（物理、化学、生物のいずれか 2 科目以上）を履修し、学校長が推薦する者。
- ③ 別表の「令和 6 年度（令和 7 年度入学）地域枠に係る高校生等の選考基準等について」に記載されている希望大学の出願資格を満たし、大学選抜入試を受験し、獣医学を専攻しようとする者。
- ④ 「大学卒業後、秋田県獣医師職員として農林水産部（家畜保健衛生所、畜産試験場、畜産振興課）への従事を希望する者」（A 秋田県地域枠産業動物獣医師養

成確保対策事業)。

- ⑤ 「大学卒業後、秋田県獣医師職員として農林水産部（家畜保健衛生所、畜産試験場、畜産振興課）または生活環境部（保健所、食肉衛生検査所、動物愛護センター、健康環境センター、生活衛生課）への従事を希望する者」（B 獣医師修学資金給付事業）。

(4) 応募手続き

募集期間内に、次の書類を「秋田県農林水産部畜産振興課家畜衛生チーム」宛に郵送又は持参により提出してください。

- ① 秋田県地域枠産業動物獣医師養成確保対策事業及び獣医師修学資金給付事業における修学資金（高校生等枠）受給に係る志願書（別記様式第1号）。
- ② 自己推薦書（別記様式第2号：志願者本人が自筆したもの）。
- ③ 学校長の推薦書（別記様式第3号）。
- ④ 高校等における学業成績を証明する書類（高校が作成し、厳封したもの。例：調査書）。
- ⑤ 誓約書（別記様式第4号）
- ⑥ ①の志願書に貼付したものと同一写真2枚(縦4cm×横3cm)。

【 郵 送 先 】 〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県農林水産部畜産振興課家畜衛生チーム

【 注意事項 】

- ・ 郵送の場合は、すべての書類を1つの封筒に入れ、封筒前面に「地域枠獣医師修学資金志願書」と明記し、簡易書留等の確実な方法で送付ください。
- ・ 郵送の場合は、募集期間末日の消印を有効とします。
- ・ 持参の場合は、秋田県庁4階の畜産振興課家畜衛生チームへ提出してください。受付は、土日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとなります。
- ・ 提出された書類は返却いたしません。
- ・ 書類到着後、志願者に対し、直接、お問い合わせする場合があります。

7 県選考試験

(1) 試験日

令和6年9月27日（金）

(2) 試験会場

秋田地方総合庁舎6階 総601会議室（秋田市山王四丁目1-2）

(3) 試験内容

確認テスト、小論文、面接

※ 確認テストは英、数ⅠA、数ⅡB、理（生物、物理、化学から1科目を選択）の教科について行い、全ての教科の試験を90分間で一度に行います。

【 注意事項 】

- ・ 志願者には、受験票及び県選考試験の詳細な内容等を郵送します。受験票が令和6年9月20日（金）までに到着しない場合は、速やかに12の問い合わせ先へ連絡してください。
- ・ 試験の開始時間等については、改めて、御連絡します。

8 修学資金受給候補者（大学選抜入試被推薦者）の決定と通知

県は、選考委員会において、応募内容及び県選考試験の結果を基に修学資金受給候補者（A及びBの大学選抜入試被推薦者）を決定し、その結果を10月中旬に県選考試験の合格者へ通知します。

また、県は、修学資金受給候補者を大学選抜入試受験対象者として、希望する大学に推薦します。

9 大学選抜入試

(1) 入試受験手続

大学選抜入試受験対象者は、大学選抜入試の募集要項に基づき、期日まで出願手続きをしてください。(詳細は、大学のホームページや資料を御確認ください。)

(2) 試験日、試験内容、試験会場及び合格発表

各大学が指定する日、内容、場所及び発表方法等を御確認ください。

(3) 入学手続き

大学選抜入試合格者は、大学の規定等に基づき期日までに、入学手続きを行ってください。

10 修学資金の給付

A 秋田県地域枠産業動物獣医師養成確保対策事業

大学選抜入試合格者に対しては、給付手続終了後、前期分の費用(入学金・前期授業料分：上限175万円)及び大学入学後に月額18万円(6年間)が給付されます。

この秋田県地域枠産業動物獣医師養成確保対策事業は、農林水産省が実施している「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」を活用し「獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程」に基づいて実施していることから、大学選抜入試合格者は、この事業の実施主体である中央畜産会と契約し修学資金の給付を受けることになります。なお、大学選抜入試合格後、この手続等について説明します。

【事務局】公益社団法人中央畜産会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-16-2 第2ディーアイシービル9F
TEL 03(6206)0840(代) FAX 03(5289)0890

B 獣医師修学資金給付事業

大学選抜入試合格者に対しては、給付手続終了後、前期分の費用(入学金・前期授業料分の2分の1：上限87万5千円)及び大学入学後に月額18万円(6年間)が給付されます。

この獣医師修学資金給付事業は、県が「秋田県獣医学生修学資金貸与条例」に基づいて実施していることから、大学選抜入試合格者は、この事業の実施主体である県と契約し修学資金の給付を受けることになります。なお、大学選抜入試合格後、この手続等について説明します。

【事務局】秋田県農林水産部畜産振興課家畜衛生チーム

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
TEL 018-860-1808 FAX 018-860-3822

11 注意事項

(1) 秋田県職員となるには、別途実施される「秋田県職員(獣医師)採用試験」を受験し、合格・採用されることが必要です。修学資金の給付決定のみにより、秋田県職員として採用されるものではありません。

(2) 秋田県地域枠産業動物獣医師養成確保対策事業と同様の趣旨や内容で実施している他都道府県、市町村及び団体等の修学資金給付(貸与)制度と重複での契約はできません。

12 問い合わせ先

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県農林水産部畜産振興課家畜衛生チーム(担当：千葉、水澤)
電話 018-860-1808(直通)
FAX 018-860-3822
Email Chiba-Naofumi@pref.akita.lg.jp
Mizusawa-Takeo@pref.akita.lg.jp

